

職員就業規則実施細則を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長名 北原保雄

職員就業規則実施細則

(総則)

第1条 この細則は、職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）の各条の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(職員の勤務時間)

第2条 就業規則第9条第2項及び第3項に規定する勤務時間の割振り、休憩時間は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 奨学事業支援部相談課の事務所

第一班 午前8時30分から午後5時15分まで

(休憩時間 午後0時から午後1時)

第二班 午前9時30分から午後6時15分まで

(休憩時間 午後1時から午後2時)

第三班 午前11時15分から午後8時まで

(休憩時間 午後2時から午後3時)

(2) 東京日本語教育センターの事務所

午前8時45分から午後5時30分まで

(休憩時間 午後0時から午後1時)

(3) 大阪日本語教育センターの事務所

午前9時から午後5時45分まで

(休憩時間 午後0時から午後1時)

(4) 第1号から第3号に掲げる事務所以外の事務所

第一班 午前8時30分から午後5時15分まで

(休憩時間 午後0時から午後1時)

第二班 午前9時00分から午後5時45分まで

(休憩時間 午後0時30分から午後1時30分)

第三班 午前9時30分から午後6時15分まで

(休憩時間 午後1時から午後2時)

2 業務上必要あるときは、各内部組織を担当する理事は、理事長の承認を得て、前項

各号の始業及び終業時刻を勤務時間の範囲内において変更することができる。

(就業しつつ子の養育を行う職員に対する措置)

第3条 理事長は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が申し出た場合、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、子の養育のための無給の部分休業を認めることができる。

2 前項の部分休業を申し出る職員は、部分休業申出書に必要事項を記入し理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申出を承認するときは、当該職員に部分休業承認書を交付するものとする。

第4条 理事長は、小学校就学の始期から小学校6年に相当する学年までの子を養育する職員が申し出た場合で、勤務をしないことが真にやむを得ないと認められるときは、業務の運営に支障のない限り、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、子の養育のための無給の部分休業を認めることができる。

2 前項の部分休業を申し出る職員は、部分休業申出書に必要事項を記入し、勤務をしないことが真にやむを得ないことを証明する書類を添付して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申出を承認するときは、当該職員に部分休業承認書を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年細則第5号)

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第10号) 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第8号)
(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号) 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第27号) 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第9号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第17号)

この細則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第9号）
この細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第4号）
この規程は、令和元年8月1日から施行する。